

## NPO 等との協働事例集

- 1 被保護者自立促進事業      新宿らいふさぼーとプラン・・・1
- 2 地域生活安定促進事業      訪問サポート・・・・・・・・・・8
- 3 拠点相談事業                  とまりぎ・・・・・・・・・・14
- 4 自立支援ホーム・・・・・・・・・・18
- 5 宿泊所等入所者相談援助事業・・・・・・・・・・20

平成 22 年 4 月

新宿区福祉事務所

新宿区福祉事務所の保護の概況		平成21年12月現在	
被保護人員	8,298 世帯	構成比率	保護率 26.1% 23区中6位
被保護世帯数	7,259 世帯		
高齢者世帯	3,567 世帯	49%	(特徴) 単身者世帯が占める割合が高く、元ホームレスや地方出身者が多いと考えられ、地域社会とのつながりが希薄な者が多い。
障害者世帯	695 世帯	10%	
傷病者世帯	1,888 世帯	26%	
母子世帯	252 世帯	3%	
その他	857 世帯	12%	

## 新宿区被保護者自立促進事業

# 新宿らいふさぽーとプラン

「新宿らいふさぽーとプラン」とは、

新宿区の生活保護受給者の自立支援を目的とした各種講座や生活相談等の実施を NPO 法人への事業委託により実施しています。東京都が実施する被保護者自立促進事業の特別事業として、東京都の補助を受け、実施しています。事業開始は、平成 17 年 9 月。

### ○ 被保護者自立促進事業

東京都が平成 17 年度に創設した事業で被保護世帯を対象に就労支援、社会参加活動支援、地域生活移行支援、健康増進支援、次世代育成支援など、自立支援に要する経費の一部を支給することによって、その自立の促進を図ることを目的としています。

### ○ 事業委託の概要

利用者の受付、スタッフの雇用、実施会場及び事務室の借上げ、器材、物品等の配置まで事業運営のほとんどを委託しています。平成 21 年度の委託先は、NPO「新宿ホームレス支援機構」。ただし、この事業における運営団体としては、利用者が親しみを持てるよう「新宿生活さぽーとセンター」という名称を使用しています。実施会場は、この NPO が借上げる一般のマンションです。各種講座の実施会場及び事務室（約 50 m<sup>2</sup>）、パソコン教室の実施会場（約 40 m<sup>2</sup>）、小中学生に対する各種講座の実施会場（約 60 m<sup>2</sup>）の 3 室を使用しています。

平成 22 年度の事業予算額は、約 2,800 万円 補助率 10/10

## 支援の概要

### 居宅生活をしている方を対象とした支援（名称 新宿らいふさぼーとプラン）

#### 1 目的

生活保護受給者の「地域生活に必要とされる基本的な生活習慣の習得」を目的とし、それぞれの生活状況に応じた講座の受講や活動を通じて、「勤労意欲の向上」や「地域社会への適応」などの能力を引き出し、「日常生活における自立した生活」や「地域社会の一員として充実した生活」を過ごせることを目指しています。

#### 2 支援メニュー（主なもの）

##### ○ いきがいや健康保持、安全な生活に関する支援（名称 生活応援講座）

- ・食習慣、食の重要性を理解するための講座、料理教室
- ・コミュニケーション能力等を高めるための創作活動、カラオケ教室等
- ・金銭管理や節約術を習得するための講座      ・防災教室

##### ○ 円滑な社会生活に関する支援

- ・個別の面接、相談（名称 知って得する社会資源活用講座）  
（生活保護制度及び他方他施策の説明、生活全般について相談、本事業の説明）

##### ○ 規則正しい生活に関する支援

- ・パソコン教室
- ・余暇の過ごし方の習得を目的とした講座（名称 東京散歩）  
（都内の博物館等への散歩等）
- ・創作や趣味への関心や自主的な活動を引き出すための居場所（名称 らいふさぼーと広場）  
（将棋、書道、映画鑑賞等）

##### ○ 就労意欲形成及び就労に関する支援

- ・しごと体験（ポリッシャーやベトナムメイクの実習等）（名称 おしごと体験講座）

#### 3 実施日及び体制等

土日休日及び事務整理等の日を除く毎日、各講座実施時間は、2 時間から 6 時間程度、概ね 10 名以下の定員（事前予約制）で実施しています。

1 週間の講座等実施スケジュール例

		曜	月	火	水	木	金
会場 1	午前		知って得する 社会資源講座	生活応援講座	らいふさぼー と広場	東京散歩 又 は おしごと 体験講座	らいふさぼー と広場
	午後		又は らいふさ ぼーと広場				
会場 2	午前	パソコン教室					パソコン広場
	午後	パソコン広場					

#### 4 支援の流れ

募集は、生活保護決定に関する通知へのチラシの同封（年2回）と保護費支払い日に来所する人へのチラシの配布を行っています。ケースワーカーからの勧誘も行いますが、申込みは、生活保護受給者が自ら行うことを基本とし、直接、新宿生活サポートセンターに申し込みます。受講希望者は、先ず、「知って得する社会資源活用講座」によるスタッフとの面接・相談を受け、希望する講座や必要となる支援に合った講座の説明を受けます。その後、各種講座を受講していきます。各受講者の支援の結果及び効果については、定期的に福祉事務所へ報告を行うことになっており、担当のケースワーカーへ伝えられます。

### 小中学生とその保護者を対象とした支援（名称 SBS Shinjuku Brothers and Sisters の略）

#### 1 目的

生活保護受給世帯の子どもたちの毎日の生活に必要な規則正しい生活習慣の確立や学習意欲の形成を目的とし、それぞれの子どもの生活状況に応じた個別の支援を通じて、子どもが家庭や学校での生活を健全に過ごせることを目指しています。また、この支援は、次世代育成の観点からいわゆる「貧困の再生産」を防ぐことを大きな目的としています。規則正しい生活習慣等を身につけることで、高校へ進学するとともに着実に3年間通学し、卒業後は自立につなげていくことを視野に入れた支援と考えています。

#### 2 支援メニュー

- 学習環境の場の提供による支援（学校の宿題、復習、工作、お菓子づくり等）
- 家庭訪問による支援（子ども及び保護者を対象とした面接相談）
- 異年齢者との交流を通じた支援（遠足等）

#### 3 実施日及び体制等

土日休日及び事務整理等の日を除く毎日、夕方の3時間程度、開催しています。

支援対象者を選定し（22年度18名）、週に1回程度の支援を実施しています。

1日あたり3～4名を受け入れており、小学生は、1名のスタッフで1名を担当し、自宅との送迎も行っています。また、中学生は、1名のスタッフで2名を担当します。

スタッフは、教育職員免許、保育士等の資格を有する者です。4名を配置し、内1名は、教職員の勤務経験のある者をアドバイザーとし、学校での生活の問題にも対応できる体制をとっています。

#### 4 支援の流れ

支援対象者が18名と限られているため、ケースワーカーが候補者を選定し、福祉事務所とスタッフが会議を開き、支援者を選定しています。各受講者の支援の結果及び効果については、定期的に福祉事務所へ報告を行うことになっており、担当のケースワーカーへ伝えられます。

## 支援効果の例

### ○ 50歳代 女性 Aさん

「規則正しい生活に関する支援」の書道活動等を受講

Aさんは、近隣とのトラブルがあるなど、人付き合いがうまくできない面があった。他の講座にも参加していたが、一緒になった利用者とうまくコミュニケーションがとれないなどから継続的に通えなかった。しかし、書道活動については、昔好きだったということもあり、定期的に通うようになり、次第にスタッフや他の利用者と積極的にコミュニケーションをとるようになった。久しく連絡していない親戚や友人に年賀状を出したいと話そうになるなど、社会とのつながりを大切にしようとする意欲を持てるようになった。

### ○ 60歳代 男性 Bさん

「いきがいや健康保持、安全な生活に関する支援」の料理教室等を受講

Bさんは、若い頃は、建設現場で働き、飯場での生活が長かったため、普段の生活では、コンビニ弁当をばかり食べているとのことであった。この料理教室は、高齢で1人暮らし世帯を想定した調理器具や材料での料理を教えている。Bさんは、最初はおぼつかない手つきで料理を行っていたが、完成した料理を食べ、何度も「美味しい」と言い、今度は家でも挑戦したいと話していた。また、材料の栄養等についての説明を熱心に聞いていた。その後も何度かこの講座に通うようになるなど、食生活を改善しようとする意欲を持てるようになった。

### ○ 30歳代 男性 Cさん

「規則正しい生活に関する支援」のパソコン教室等を受講

Cさんは、精神科に定期的に通院しており、普段の生活では、閉じこもりがちであった。ケースワーカーからの勧めでパソコン教室に参加したが、定期的に通うようになり、序々にであったがスタッフとも打ち解けて話そうなる。年齢が若いこともありパソコンの操作は着実に上達し、今後はパソコン検定に挑戦したいと話す。また、この講座ではパソコンの自習やインターネットをできる時間を設定しているが、それにも定期的に通うようになる。外出する機会が増え、インターネットからの情報も得るようになり、閉じこもりがちな生活が改善された。今後、病状が改善されれば、就労につながることも期待できる。

### ○ 中学生 女子 Dさん

「小中学生とその保護者を対象とした支援（SBS）」を受ける

Dさんは、ケースワーカーからの勧めで中学1年生の秋からSBSに通所することになった。家庭は、Dさんが小学生低学年のときに両親が離婚し、母子家庭となった。小学校の時にクラスのおいじめが原因で学校が好きになれず、通所を始めた頃の成績は、ほとんどの科目が一番低い評価であった。通所当初は、最初の1時間をスタッフとのゲーム遊び、残りの1時間を小学校の教材を使った復習を行った。スタッフは、Dさんが朝食をとることや夜早く寝ることなど家庭内の改善も母親に働きかけ、その結果、学校での生活が改善されていった。中学2年生になる頃からSBSに通所しても学習だけをするようになった。2年生の夏休みは、学校の宿題を終わらせるためSBSに週2回通所するなど、学習に対して、明らかに前向きな姿勢が現れ、高校への進

学や将来就きたい職業などをスタッフに話すようになる。中学3年生の時には、SBSとは別に学習塾にも通うようになり、主要科目の成績は、中位に近い評価まで上がり、都立の商業高校（昼間部）に進学した。

## 今後の課題

事業開始から4年が経過しているが、この間に生活保護を取り巻く環境は、一昨年の世界同時不況以降、大きく変化している。特に失業等を理由とした若年層の生活保護受給者が増加傾向にあり、この事業についても勤労意欲形成及び就労に関する支援を充実していく必要がある。事業開始時は、新宿区が支援内容や事業運営等を定めてきたが、今後は、NPO団体の活力がより発揮できるよう契約内容等の見直しが必要な時期にきていると考えている。

## 利用者の状況

### 平成20年度利用者実績 新宿らいふさぽーとプラン

実施回数	利用者数 (延べ)	利用者数 (実人員)
636回	2,983人	163人

### 利用者の構成

新規申込み 62%	継続利用 38%		
男性 69%	女性 31%		
40歳代以下 18%	50歳代 25%	60歳代 32%	70歳代以上 25%

### SBS

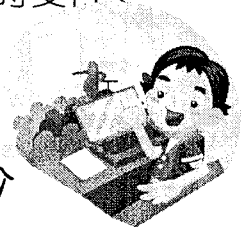
実施回数	利用者数 (延べ)	利用者数 (実人員)
244回	453人	11人

# 暮らしに役立つ講座 やっています！！

新宿区では、生活保護を受けている方に毎日の暮らしに役立つ講座を『新宿生活さぽーとセンター』に委託し、実施しております。必要な物はすべてご用意しますので費用はかかりません。お申込みは随時受付です！

『新宿生活さぽーとセンター』までご連絡下さい。

平成22年度新宿らいふさぽーとプラン各種講座の紹介



## 1【知って得する社会資源活用講座】

暮らしに役に立つ知識をお教えます。また、当センターの各講座の紹介を行います。

## 2【生活応援講座】

毎日の暮らしに活かせる各種講座です。

### (1) 創って語ろうかい

オリジナルの創作活動などを行います。

### (2) 暮らしとお金のセミナー

### (3) 食のセミナー

健康をテーマに食について学びます。

### (4) 食事づくりまSHOW

皆さんと一緒に料理を作ります。

### (5) 自己表現教室

楽器を使って「ボイストレーニング」や「カラオケ」などを行います。

4【防災教室】 災害からどうしたら身を守れるかを防災館に行き、体験します。

5【パソコン教室】 パソコンの操作を覚えて、暮らしに活かしましょう。

6【パソコン広場】 パソコン教室で覚えたことを復習し、実用的に学びます。また、インターネット等を自由に使えます。

7【東京散歩】 みんなで「首都・東京」を、都営交通無料乗車券を活用して散歩します。

8【おしごと体験講座】 おしごとを体験し、おしごとについて一緒に考えてみましょう。

3【らいふさぽーと広場】 将棋、習字、小料理づくり、散歩、映画鑑賞や工作などを行います。



(申込み) 新宿生活さぽーとセンター

電話 03-5292-3708 (午前9時～午後5時) 土日・祝日休業

(問い合わせ) 新宿区福祉部生活福祉課 電話03-3209-1111

# 小学生・中学生を支援します ご相談ください！！

新宿生活さぽーとセンター「SBS」は、新宿区の生活保護を受けている世帯の小学生・中学生を対象に生活習慣や学習意欲をつけるための支援を行っています。

お子さんについて気になることがありましたらお気軽にご相談ください。

○勉強の成績が思わしくない。 ○友達とうまく遊べない。

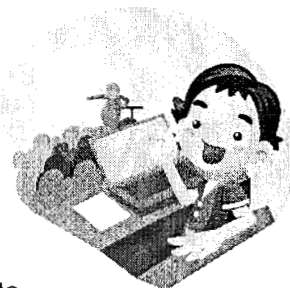
○進学・進路への心配がある。 ○親子関係に悩みがある。

## 支援の概要

SBS 会場にて週1回程度、平日の夕方に実施

小学生については、送迎します。

費用は必要ありません。



## 支援の内容

学校の宿題・復習

工作・手芸・絵画

料理・おかしづくり

パソコン・DVD鑑賞

近くの公園での遊び・遠足



## 支援の流れ

保護者からの申込み

担当（ケースワーカー）へ



担当ケースワーカーと

SBSスタッフが家庭訪問

保護者の方・お子さんと面接し、  
相談を受けます。



SBSへの通所による

支援の開始

## Aさん（小5）の支援例

2時30分…迎えに来たスタッフとSBS会場へ

3時…SBS会場に到着

○ 学校の宿題、算数ドリル

○ 友達とカードゲーム

4時45分…おやつ

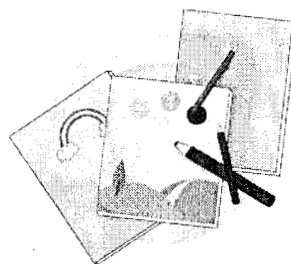
5時…スタッフと自宅へ

5時30分…帰宅

（申込み）担当の地区担当員（ケースワーカー）へお申し出ください。

新宿区福祉部保護担当課 電話 03-3209-1111

（問い合わせ）新宿生活さぽーとセンターSBS 電話 03-6826-7800





## 新宿区 地域生活安定促進事業(訪問サポート)

- 平成19年4月より事業受託。新宿区の独自事業。国のセーフティネット補助金を利用。
- 福祉事務所に「訪問相談員室」が設置されており、現在、3名(常勤1名、非常勤週2・週3各1名)が配置されている。
- 事業の実施要綱(一部抜粋)

### (目的)

第1条 アパート等で生活する生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者のうち、元ホームレスだった者に対して、再び路上に帰ることがないように、真に地域社会で安定した自立生活を送るための支援を、柔軟性と専門性を持った団体と連携し、ケースワーカーの業務を補完しながら実施することである。

### (支援内容)

第2条 家庭訪問や関係機関への同行により、次の支援を行う。

- (1) 日常生活における食事や健康管理、金銭指導、近隣住民との付き合い方等。
- (2) 求職活動や就職に必要な知識、技能を修得するための方法。
- (3) 住居に関すること。
- (4) その他、必要と思われること。

## ■ 利用者属性 (平成20年度…利用者総世帯数 344)

- \* 世帯主の年齢 50歳未満…52(15%) 50～59歳…85(25%) 60～64歳…54(16%)  
65歳以上…153(44%) (Ave. 61.7歳、Max. 84歳)
- \* 世帯人数(内、女性を含む世帯) 単身…328(22) 複数…16(14)
- \* 居所 アパート…308(90%) ドヤ・宿泊所…36(10%)
- \* 平均事業利用期間 10.5ヶ月 (※原則6ヶ月間、延長は可と取り決めしている)

## ■ 活動実績 (平成20年度1ヶ月あたり平均)

訪問し、面接	訪問したが不在	関係機関同行	来所	電話相談
50.5	20.3	5	14.8	6.8

### ※ 関係機関 同行先

区役所(住民登録、年金、他法手続き)、東京しごとセンター、わくワーク、チャレンジワーク、銀行、携帯電話ショップ、不動産屋、病院、家庭裁判所、入国管理局等

## ■ 支援種別

- \* アパート転宅支援
- \* アパート生活定着支援(アパート転宅後直後の支援。依頼の7割を占める)
- \* アパート生活継続支援

## ■ 現状と課題

- ・ 小規模な事業 → ケースワーカー、関係機関への周知、突発的な依頼増への対応が難しい。
- ・ ケースワーカーとの業務分担が不明確 → 利用者が混乱する、支援側の情報共有が手間。
- ・ 訪問相談員の力不足 → 訪問先ではひとりで判断しなくてはならないことが多い。

- 地域生活安定促進事業(通称「訪問サポート」)は、新宿区、独自の事業です。  
社会福祉法人 特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団 に委託して実施しています。
- 訪問サポートの目的は、「元ホームレスだった者に対して、再び路上に戻ることがないように、真に地域社会で安定した自立生活を送るための支援を、ケースワーカーの業務を補完しながら実施する」ことです。
- 利用期間は原則 6ヶ月間 です。延長はできますが、永続的に利用できる事業ではありません。
- 訪問サポートによる訪問は、ケースワーカーが行う家庭訪問の回数にはカウントできません。ただし、訪問類型を、サポートを利用していることを理由にB→Cのように変更することは可能です。
- ケースワーカーさんから、例えばこんな依頼を受けてサポートをしています。

ドヤにいる人〈アパート転宅支援〉 ←施設援護係

- \* なぜ本人が自分でアパートを見つけられないのかよく分かりません。本人と何回か面接をして何か分かったら教えてください。
- \* 不動産屋は敷居が高いという意識が強く、アパート探しが進まないようです。一度本人と不動産屋に同行し、その後も宿に訪問して進捗状況を確認、相談にのってあげて下さい。

アパートに移ったばかりの人〈アパート生活定着支援〉 ←施設援護係

- \* 本当にアパートでやっていけるのか不安があります。月1回の頻度で3、4回訪問して生活の状況を確認してください。転宅直後で分からないこともあると思うので、本人からの相談にものってあげてください。ついでに調書も見ても不備があったら教えてください。

アパート転宅後、だいぶ経つ人〈アパート生活継続支援〉 ← 1~4係

- \* 借金とアルコールの問題があります。法テラスを紹介、同行して弁護士につながるまでの支援と、月1回の頻度で半年間訪問してその都度、スリップしていないかの確認をお願いします。
- \* 課題があるのですが、どんな社会資源につなげたら良いのか分かりません。本人も改善したいという希望はあるようなので、訪問して相談にのりながら、一緒に考えてもらえませんか。

■ こんなケースの依頼は NG です

- ・ 元ホームレスではない。  
(女性相談センター利用など、一時期でも安定した居所を失ったことがあれば野宿経験がなくても可)
- ・ 更生施設の通所・訪問事業を利用している。
- ・ 対象者が事業の利用を拒否している。

■ こんな内容の依頼は NG です

- ・ホームヘルパーが行うべきこと (歩行介助を要する通院介助、掃除など)
- ・1回で終わるような単発の依頼 (「明日、アパートの契約だけ一緒に行ってください」)
- ・ケースワーカー同席なしでの本人の部屋への立ち入り
- ・救急車への同乗
- ・利用者のお金の預かり、品物の保管
- ・安否確認だけのサービス
- ・依頼内容がはっきりしない (「ただ訪問してお話してきてくださればいいんです」)

■ 事業利用の基本的な流れ (ケースワーカーさんにやっていただくこと)

- ① 依頼書を作成し、訪問相談員に渡す。  
(訪問サポートでどの相談員が担当するか決めてお知らせします)  
↓
- ② 利用者と面接して事業の説明をする。(チラシを活用してください)  
↓
- ③ 利用者に訪問相談員を紹介する。(来所または同行訪問で)  
↓
- ④ 利用中は訪問相談員から口頭で随時報告を受ける。それを処遇に活かす。  
↓
- ⑤ 利用者、訪問相談員と相談して利用の終了を決める。  
↓
- ⑥ 訪問相談員から「相談助言記録」の写しを渡されるので綴っておく。

■ 訪問サポートに携わっている職員を「訪問相談員」といい、現在、男性3名が配置されています。2階の「訪問相談員室」にいます。内線は3768です。

泉 (週5日勤務)      河野 (このの・週3日・月水金)      蓮沼 (週2・火金)

■ 内線で呼んでも相談員室に誰もいない、急用で連絡する必要がある場合、施設援護係に置いてある「訪問相談員行動予定表」を見て、各相談員が持っている携帯電話へ連絡してください。

■ 女性の相談員が良いなど、現在配置されている訪問相談員で対応できない場合には、同じ法人が運営する更生施設から指導員が応援で来て対応します。

# ほうもん 訪問サポート

TEL 03-5273-3826

(新宿区役所第二分庁舎2階)

《 アパートでの生活をめざす皆さんへ 》

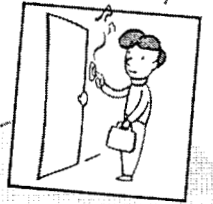
アパートで安定した生活ができるよう

訪問相談員がご自宅へうかがいます。

皆さんのご希望を聞きながら相談し、

情報の提供や手続きの同行など

必要な支援を行います。



たとえば

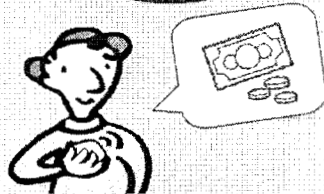
こんな相談ができます

けんこう  
健康



通院、服薬の管理  
バランスのとれた食事  
衛生状態の改善  
1日の生活リズム

かね  
お金



サラ金での借金  
貯金の仕方  
生活費のやりくり  
ギャンブルでの浪費

せいかつ  
生活



片づけ、掃除の仕方  
ゴミの出し方  
調理、食事の工夫  
家具、生活用品の購入

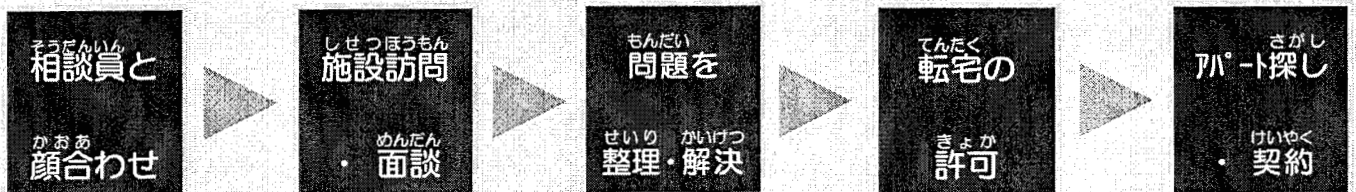
てつづ  
手続き



利用できる制度の紹介  
区役所などへの同行  
読めない漢字の手伝い  
家賃や光熱費の支払い方法

他にも、近所の人とのつきあい方や、地域周辺の情報、有意義な時間の過ごし方など暮らしに関わる様々なことが相談できます。

ご利用の流れ



- まず、担当のケースワーカーが訪問相談員を紹介します。
- 施設に面談できる場所がないときは、訪問した後日、福祉事務所で話をうかがいます。
- アパートで生活するにあたり何か問題がある場合には、訪問相談員と一緒に解決をめざして下さい。
- アパートへ引っ越した後も、必要であれば引き続き訪問サポートを利用できます。

訪問サポート（地域生活安定促進事業）は、新宿区が（社福）特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団に委託して実施しています。この事業に関する問い合わせは、生活福祉課 施設援護係まで。

# ほうもん 訪問サポート

TEL 03-5273-3826

(新宿区役所第二分庁舎2階)

《アパートで暮らしている皆さんへ》

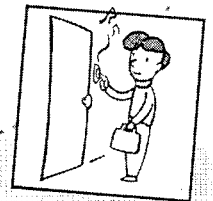
ちいき あんてい せいかつ  
地域で安定した生活が続けられるよう

ほうもんそうだんいん じたく  
訪問相談員がご自宅へうかがいます。

みな きぼう き そうだん  
皆さんのご希望を聞きながら相談し、

じょうほう ていきょう てつづ どうこう  
情報の提供や手続きの同行など

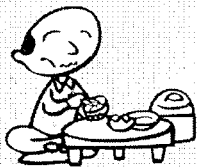
ひつよう しえん おこな  
必要な支援を行います。



たとえば

こんな相談ができます

けん こう  
健康



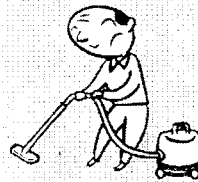
つういん ぶくやく かんり  
通院、服薬の管理  
バランスのとれた食事  
衛生状態の改善  
1日の生活リズム

かね  
お金



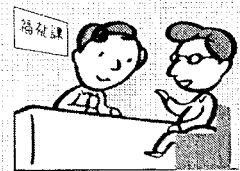
さうきん しゃっぴん  
サラ金での借金  
貯金の仕方  
生活費のやりくり  
ギャンブルでの浪費

せい かつ  
生活



かたづけ そうじ しかた  
片づけ、掃除の仕方  
ゴミの出し方  
調理、食事の工夫  
家具、生活用品の購入

てつづ  
手続き



りようできる せいど しょうかい  
利用できる制度の紹介  
区役所などへの同行  
読めない漢字の手伝い  
家賃や光熱費の支払い方法

ほかにも、近所の人とのつきあい方や、地域周辺の情報、有意義な時間の過ごし方など、暮らしに関わる様々なことが相談できます。

- あなたとケースワーカー、訪問相談員の三者で話し合い、訪問・支援の内容、頻度、目標を決めます。
- ご自身が抱えている問題について、訪問相談員と一緒に解決をめざして下さい。
- 自分の力で問題を解決できるようになった、もしくはあなたの力を補ってくれるサービスを利用できるようになった時点で、この訪問サポートは終了します。
- 訪問サポートの利用を終了するかどうかは、担当のケースワーカーが判断します。

訪問サポート（地域生活安定促進事業）は、新宿区が（社福）特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団に委託して実施しています。この事業に関する問い合わせは、生活福祉課 施設援護係まで。

# ほうもん 訪問サポート

TEL 03-5273-3826

(新宿区役所第二分庁舎2階)

《 アパートでの生活を始められた皆さんへ 》

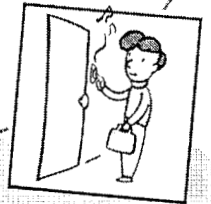
アパートで安定した生活ができるよう

訪問相談員がご自宅へうかがいます。

皆さんのご希望を聞きながら相談し、

情報の提供や手続きの同行など

必要な支援を行います。



たとえば

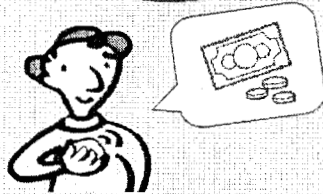
こんな相談ができます

けんこう  
健康



通院、服薬の管理  
バランスのとれた食事  
衛生状態の改善  
1日の生活リズム

かね  
お金



サラ金での借金  
貯金の仕方  
生活費のやりくり  
ギャンブルでの浪費

せいかつ  
生活



片づけ、掃除の仕方  
ゴミの出し方  
調理、食事の工夫  
家具、生活用品の購入

てつづ  
手続き



利用できる制度の紹介  
区役所などへの同行  
読めない漢字の手伝い  
家賃や光熱費の支払い方法

他にも、近所の人とのつきあい方や、地域周辺の情報、有意義な時間の過ごし方など暮らしに関わる様々なことが相談できます。

ご利用の流れ

ひこ  
引っ越し

ほうもん  
訪問サポートを

りよう  
利用

ちく  
地区のケースワーカーに

たんとうしゃへんこう  
担当者変更

- 訪問相談員は、原則、毎月訪問し、あなたの生活状況を把握して相談に応じます。
- 3~4ヶ月後に、ケースワーカーがあなたの住む地区の担当に変わります。
- 訪問相談員が新しい担当ケースワーカーを紹介します。
- その後も、必要であれば引き続き訪問サポートを利用できます。

訪問サポート（地域生活安定促進事業）は、新宿区が（社福）特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団に委託して実施しています。この事業に関する問い合わせは、生活福祉課 施設援護係まで。

## 拠点相談所(とまりぎ)

### 1 目的

体調不良・アルコールや薬物等の依存・借金・失業など様々な問題を抱えるホームレスに対し、定まった場所で継続的な相談と、自立支援や福祉施策に関する情報を、提供することで、ホームレス一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を行い、早期に自立を促す。

### 2 スタッフと予算額

#### (1) 東京社会福祉士会

主任相談員 1名

相談員 3名

補助相談員 2名

専門相談員 6名

(アルコール・法律・借金・健康・心理・住宅)

#### (2) 平成22年度予算額

26,022千円(特定財源 12,822千円)

### 3 業務内容

#### (1) 相談所で行う相談業務等

##### ① ホームレスとの「面接相談」

- ・継続的な関わりのもと、適切な施設や福祉施策の利用につなげるための相談・助言を行う。
- ・社会保障制度、自立支援システム等、各福祉施策の利用を促す。

##### ② 区民からの「苦情対応」や「電話相談」

- ・苦情対応は、新宿区と相談のうえ適切な対応を行う。

##### ③ 関係機関、関係施設等への「同行」

- ・希望者または必要と判断した者には、社会保険事務所、ハローワーク等での手続きの支援のために同行する。

##### ④「積極的な声かけ」

- ・シャワー利用時や食料提供時等に声かけを行い、自立を支援することを伝える。

##### ⑤「各種専門員による相談」

- ・法律相談等、専門の相談員を、曜日を決めて相談所に配置して、自立に向けた具体的な相談を行う。

##### ⑥「シャワーの提供」

- ・衛生健康面で必要な者には、シャワーの利用を促し、必要な場合には、利用のための補助をする。
- ・必要がある者には、寄付品の衣類 や 購入した下着等を提供する。
- ・シャワー利用時間は、午前9時から午後4時まで。

##### ⑦「乾パンの提供」

- ・必要とする者には、新宿区が購入等した乾パンを提供し、あわせて相談等を行っていることを積極的に伝え、相談につなげる。
- ・乾パン提供時間は、午前9時から午前12時まで。

⑧ その他、新宿区や関係機関等との連絡調整、資料等の作成、相談員の打合せ等

(2) 出張して行う業務

出張する場合は、原則として「相談員1名と補助相談員1名の2名」体制で行うこと。  
また、その結果について、出張業務報告書(別紙2)により、新宿区に報告すること。

① 状況把握

・出張した場所のホームレス等の状況を把握する。

② 相談対応

・出張した場所に相談が必要な者がいた場合は、相談等話を聞き、相談所に来所するよう促す。

また、その後も継続した対応が必要な場合は、新宿区と協議のうえ対応する。

③ 緊急一時保護センターへの同行

・緊急に入所する必要があるホームレスがいた場合に同行する。

(3) 自立阻害要因の把握・分析と助言(事業実績報告)

相談所や出張時に対応した相談者と、継続的な関わりのもとに判明した個々の具体的な自立を阻害する要因について、その状況を把握して分析し、解決のために行う有効な対応につながる助言を行う。

(4) 委託業務の実施報告

日々拠点相談事業業務日誌(別紙1)により、原則として翌日に新宿区に提出し報告する事。

4 個人情報の保護

業務を履行するうえで知り得た個人の情報を漏らしてはならない。また、面接相談記録等の取り扱いについては、紛失等のないよう注意して保管すること。

(1) 福祉事務所業務日

① 業務開始前に、自立支援係で受け取り、開錠すること。

② 業務終了後に、施錠して、自立支援係に返却すること。

(2) 所定のキャビネットで保管し、自宅等への持ち帰りは禁止する。

(3) 複写が必要な場合は、自立支援係に確認のうえ行う。

5 実績

相談種別	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
生活保護	563	682	503
病気	1,974	3,118	3,065
緊急一時保護センター	740	940	1,136
年金	118	259	208
借金	135	148	125
法律	138	90	74
就労	1,926	2,051	2,631
住宅	252	201	120
その他(古着・シャワー・報告など)	5,312	8,111	7,929
相談者数*	7,906	9,782	9,360

\*一人が複数の相談を受けているため、相談者数は縦列の合計数と一致しません。



### 拠点相談事業業務日誌

次のとおり、拠点相談事業の業務実施報告をいたします。〔社団法人 東京社会福祉士会〕No \_\_\_\_\_

業務実施日		平成	年	月	日( )	記入者					
相談員					補助相談員						
責任者											
実 績											
(相談) 区 民	人	苦 情	その他	電 話 件							
(相談) ホームレス	人	生保	病気	緊急一時	年金	借金	法律	就労	住宅	その他	
食料の提供	人	個									
シャワー利用	人										
衣類の提供	人										
関係機関への同行	人	名 称・同行理由									
出張											
「別紙2」のとおり											
報告事項											
裏面あり・別紙あり											

上記のとおり、拠点相談事業の業務実施報告を受けた。業務履行を確認する。

平成 年 月 日

課 長	担当係長	主 査		係 員

## 出張業務報告書

No \_\_\_\_\_

出張日 平成 年 月 日( ) : ~ : 記入者	
出張相談員	出張先で相談を行った場合
1	氏名
2	性別
出張先	年齢
新宿区	
出張の理由	
1 新宿区からの指示 新宿区の指示により現地に出張した。	2 区民等からの情報提供(苦情対応) [内容]  上記、区民等から受けた情報を新宿区に報告後、新宿区の指示により現地に出張した。
内容	
現地の状況、現地で行った対応、その後の対応(必要な場合)	
裏面あり・別紙あり	

(目的)

就労して自立を目指す意欲があり、且つ可能と思われる者について早期に対応し、一定期間で計画的・集中的に支援して、時間と労力を効果的に活用することで、アパートへの就労自立を実現する。

路上生活から確実に自立させ、再び路上に戻らないための支援は、生活サポートによるアパート生活に準ずるような環境の中で生活訓練をし、その人の年齢や能力、職歴といった経験等を踏まえた現実的な就労支援を行い、生活を維持させる力を身に付けて地域のアパートに自立して入居させることが重要である。

福祉事務所は、拠点相談所「とまりぎ」を中心として、「巡回相談事業」、「NPO等ホームレスの自立を支援する団体」が連携して、その生活サポートを行う上での柔軟性と、就労支援のための専門知識と経験を活かしながら、就労自立を集中的に行う事業を業務委託して実施する。

(対象者)

新宿区内で路上生活をしているホームレスで次の者。

- (1) 就労して自立を目指す意欲があり、且つ可能と思われる者
  - (2) 就労して収入を得ることになったが、アパート入居のための資金を蓄える必要がある者
- ※ 自立支援センター等の他施策を利用し、就労自立してアパートに入居したが、再び路上生活に戻ってしまった者でも、この事業は再度自立を支援する。

(事業の内容)

この自立支援ホームに住み、次の支援を行う。

- (1) **日常生活訓練**
  - ・ 一般のアパート入居後に必要となる具体的な生活状況を模擬的に行いながら、訓練して課題を解決していく支援を行う
  - ・ 金銭管理の訓練
- (2) **近隣住民との付き合いに関すること**
- (3) **健康自己管理のための指導**
  - ・ 食事や自己管理の方法を指導
- (4) **就職のための支援**
  - ・ できる仕事、やりたい仕事を現実的に理解させ、自己の状況に合わせた支援により就労を実現させる
  - ・ 求職及び就職に必要な知識と、必要に応じて技能を修得するための支援を行う
  - ・ 職場での対人関係に関する相談
- (5) **アパート探しのための支援**
  - ・ アパート入居時に必要となる費用を蓄えさせる
  - ・ 具体的なアパート探しの支援
- (6) **その他、地域生活での自立に必要なこと**

**(事業の期間)**

ホーム入居期間  
アフターフォロー期間

対象者に対する支援は、原則3ヵ月、最大でも6ヵ月間以内とする。  
就労自立してアパート入居後は、原則1年間、様々な相談を受ける。

**(事業の規模)**

次のとおり

- (1) 対象者数      **16人 ~ 最大20人**      各室2人対応：2室による  
(2) 相談員            **2人**  
(3) 予算金額      **9,986千円**      人件費 4,911千円

(相談員 204,600 交通費含×2人×12ヵ月=4,910,400-)

施設維持費 2,474千円

(部屋2室 69,800-×12ヵ月×2室=1,675,200-)

(敷金礼金 69,800-×4ヵ月×2室= 558,400-)

(光熱水費 10,000-×12ヵ月×2室= 240,000-)

生活援助費 900千円 … 食材費相当

(月 15,000-×4人×3ヵ月×4回(16人)=720,000-)

(月 15,000-×4人×3ヵ月×1回(4人)=180,000-)

衛生の確保等 360千円

(日常生活消耗品 30,000-×12ヵ月=360,000-)

事務費 10% 865千円

(8,644,000-×10%=864,400-)

消費税 5% 476千円

(9,508,400-×5%=475,420-)

- (4) 指導日            原則 **月曜日～金曜日(平日)**  
(5) 指導時間        原則 **9:00～18:00**

※ ただし、土・日・祝日及び夜間について、対象者へ可能な限り便宜を図ること。

「宿泊所等入所者相談援助事業」(生活サポート)

ホームレス問題に対し専門性を持った NPO 団体と連携し、NPO が運営する宿泊所に入所している認知症の高齢者や精神疾患があり単身生活が困難な元ホームレスのために、生活支援員を配置し生活相談や健康管理の支援を行っています

1. 事業名 宿泊者等入所者相談援助事業 (通称 生活サポート)  
NPO 団体スーパの会に事業委託  
特定財源 セーフティネット支援対策事業費 (1/2)  
歳出 12,272 千円 (国庫支出金 6,136 千円)
2. 実施場所 NPO 団体スーパの会「やまぶき舎」(新宿区赤城下町 5 3)
3. 業務内容 宿泊所に生活相談員 3 名を配置し、生活全般の支援を行っています  
又、土・日・夜間に地域や関係機関からの通報のあったホームレスに対する緊急対応も行っています
4. 対象者
  - ・ 一般の宿泊所での生活困難な元ホームレスで見守りが必要な人
  - ・ 区民や警察等関係機関からの通報により緊急対応が必要な人
5. 実績 21 年度 実績  
やまぶき舎 8 名 あかとき舎 6 名 おもかげ舎 3 名  
関連宿泊所 9 名 借り上げアパート 7 名 計 33 名  
土日夜間緊急対応 30 件
6. 成果
  - ・ 住民登録を行うことにより、他法・他施策の活用が可能
  - ・ 生活援助があることで地域生活の継続が可能
7. 課題
  - ・ 生活能力の低下により設備面から対応できない場合があります
  - ・ 困難性のあるホームレスや援助を必要とする利用対象者は増加傾向にあり、支援施設の確保が必要です

第百七十四回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣所信表明

厚生労働委員会開催に当たって、私の所信を申し上げます。

委員各位、そして国民の皆様方の御理解をいただきますようお願い申し上げます。

(はじめに)

鳩山内閣の「命を守る政治」の先には、政治が達成すべき大目標である、「飢餓の無い世界平和の実現」があります。

その実現のために、日本は、国際連携を強化し、あらゆる分野で主体的に取り組まなければなりません。

しかし、世界に貢献するためには、まず国内の基盤を揺ぎ無いものにする事が重要です。

(少子高齢時代の社会モデル)

私は、国内の基盤を確立するための最大の課題の一つが、直面する少子高齢社会とどう向き合うか、ということだと考えます。

先進国で最も早く少子高齢社会に突入した日本が、世界のお手本となる持続可能な社会モデルを打ち立てることが目指すべきゴールです。

そのゴールは、格差が少なく、何歳になっても働きたい人が働くことができ、安心して子どもが産め、地域で健康に長寿を迎えられる社会です。その前提として、新しい成長戦略で経済を安定成長させ、負担と給付の関係を明確にすることが不可欠です。

二〇〇九年には十五歳以上に占める労働力人口が戦後初めて六割を切りました。現在、毎日二千九百八十人が誕生し、誕生より多い三千百二十人がお亡くなりになっています。人口は、二〇〇五年に戦後初の減少に転じ、毎日百四十人ずつ人口が減少しています。

現状のままでは、二〇五五年、今から四十五年後には、六十五歳以上の高齢者一人を現役世代一人が支える構図になり人口も九千万人を切ります。

現在は現役三人で一人の高齢者を支える騎馬戦型とすれば、四十五年後には一対一の肩車型になります。

このままでは、経済や社会保障の担い手が不足し、国の基盤も揺らぎかねません。

今後、少子高齢社会における厚生労働省が担うべき取組を、社会政策、自助、共助、公助の四つに分けて説明します。

(少子高齢社会の社会政策… 子ども手当等)

まず、子ども手当について説明します。

日本が百人の国だとすると、直近の数字で約十四人が十五歳未満です。

日本は先進国の中で、子育て支援にかかる予算が国内総生産、GDPの比率で見ても、最も少ない国の一つです。子ども手当は、子育てを社会全体で支えるという発想に基づいています。

次代を担う子どもの育ちを支援するため、平成二十二年度において、中学校修了までの子どもにつき、月額一万三千円の子ども手当を支給するための法律案を提出しました。

子ども手当によって、結果として、少子化の流れを変え、子どもの健やかな育

ちの確保や、子どもの貧困率の削減などにつながたいと考えています。

子育て政策では、現金支給とともに、保育所整備などの現物支給、仕事と生活の調和であるワーク・ライフ・バランスの三者が適正に整備されなければなりません。

今後五年間で、保育所の定員を毎年五万人ずつ増やし、三歳未満の人口に占める保育所定員をこれまでの四人に一人から三人に一人に増強することを目標としました。

ワーク・ライフ・バランスを推進するため、今年六月末から、企業に対して三歳までの子どもを育てる労働者対象に短時間勤務制度を義務付けたり、男性の育児休業の取得を促進したりするなど取組を実施します。

#### (少子高齢社会の自助…就職支援等)

国民一人ひとりの努力、「自助」が重要であることは言うまでもありません。自助のための就職を支援すべく、働きたい高齢者、高齢者を支える現役世代、働きたい母親等を対象に施策を実施します。

日本が百人の国だとすれば、約四十九人が仕事についていますが、約三人が失業者です。

今、就職難にもかかわらず、介護の分野は有効求人倍率が一・三倍と人手不足の状態が続いています。介護分野をはじめ、医師を事務作業面でサポートする医療クランクなどの医療分野にも失業者の皆様が移行できるよう取り組んでまいります。

特に介護職の賃金を上げ魅力ある職種にするために政権交代以降、介護職員処遇改善交付金の活用を強く呼びかけて、事業所の申請率を四十八%から八十%に引き上げました。

昨年十二月には全国四百二十二箇所、介護事業所と求職者の面接会である介護就職デイを実施し、約一万人の求職者の方が参加され、参加者一割強の千百八十三人が介護職への就職を決定しました。

雇用を確保し、介護・医療を立て直すチャンスと位置付けて取り組んでまいります。

さらに「働きながら資格をとる」介護雇用プログラムの創設や休業手当等



を補助する雇用調整助成金の要件緩和を行ったほか、新卒者支援の強化、重点分野雇用創造事業等を実施します。

また、子育て中の女性の再就職支援を実施するマザーズハローワーク事業の拡充をはじめ、若者・女性・高齢者・障害者等の方々に対するきめ細かな就職支援も実施します。

雇用保険を受給できない方々に対する第二のセーフティネットとして、無料の職業訓練と訓練期間中、生活費を支給する緊急人材育成支援事業を開始しています。平成二十二年度は公共職業訓練とあわせて、前年度から五万人以上増やして三十万人を超える離職者の方々に対する職業訓練を実施してまいります。さらに、平成二十三年度から恒久的な制度として「求職者支援制度」を創設するよう取り組んでまいります。

雇用保険について、非正規労働者に対する適用基準である「六箇月以上の雇用見込み」を「三十一日以上」に緩和すること等を内容とする改正法案を提出しました。これにより新たに約二百五十五万人が雇用保険に加入できる見込みであり、セーフティネットを強化します。

また、派遣労働者の雇用の安定のため、登録型派遣や製造業務派遣の原則禁止等を内容とする法律案を提出してまいります。

#### (少子高齢社会の共助…年金制度等)

少子高齢社会における、保険制度や地域・NPOなどによる助け合いの「共助」について説明します。

まずは年金です。日本が百人の国としたら、約二十人が老齢年金を受給しています。

年金制度改革については、平成二十五年に三原則に沿った新制度の法案を成立させるべく取り組みます。

原則一は、若い人でも無理なく払える持続可能な制度。原則二は、転職をしても変わらない一つの制度。原則三は最低保障機能がある制度、です。

雇用の流動化など時代にあった、公平・透明で分かりやすい年金制度とするため、具体的な制度設計に向けた検討を進めてまいります。

「消えた年金」問題に関しては、「国家プロジェクト」と位置付け、二年間に集中して取り組み、政権一期四年の間に、できる限りの対策を進めてまいります。これまで、記録統合後の再裁定申請から年金支払いまでの期間の短縮化、国民年金特殊台帳とコンピュータ記録の突合せ、迅速な被害者救済のための新たな回復基準の設定など、着実に進めてまいりました。

現在、記録問題への取組状況について毎週、数値を公表しているところです。紙台帳との照合について、昨年、初めて、地方自治体が保管する国民年金の紙台帳とコンピュータ記録の照合のサンプル調査を実施したところ、一定の割合で不一致があり、中には年金額が年額十万元以上増額になる方もいらっしゃいました。

御自身でも記録が抜けていることに気付いていない方が大勢いらっしゃいます。これまでの記録問題への政府の取組は、「記録を皆に送付するから間違いがあったら言っなきゃいい」というものでした。確かに記録を送付して確認してもらうことは重要なことです。

しかし、同時に政府が保管する紙台帳と照合して、記録漏れに気付いていない方の記録を回復することも重要です。申請主義という名の下で申請を待つという待ちの姿勢だけでは不十分です。

平成二十二年度、二十三年度の二年間で優先順位の高い紙台帳から照合を始め、平成二十五年度までの四年間ですべての紙台帳の照合を致します。

年金通帳に關しましては、まずは現在のパソコンを使ったインターネットでの記録確認をより使いやすいものにして、自宅でパソコンが使えない方であっても市役所や郵便局などに設置してあるパソコンを使って、補助員の補助の下で記録を確認できるようにします。

その上で、年金通帳の形式や設計内容について、国民的な調査を実施し、内容を確定させた上で、年金通帳を実現してまいります。

無年金問題につきましては、ご自身を無年金と思っておられる方でも、サラリーマンの配偶者で昭和六十一年三月以前に任意加入しなかった期間等のカラ期間などを調べれば受給者となる可能性があります。このため、二十五年以上の資格期間を満たしていない六十三歳以上の約五十万人を対象として、注意喚起文書を

初めて発送するなど、受給者を増やす努力を実施しております。

また、無年金となる方の発生を予防するとともに、高齢者の年金額を充実させる観点から、国民年金保険料のさかのぼり納付期間を二年から十年に延長する等の法律案を提出してまいります。

年金積立金の運用につきましては、安全・確実な運用、業務の透明性・効率性の向上を内容とする新たな中期目標を示したいと考えています。

(少子高齢社会の共助…医療保険等)

日本が百人の国としたら、一ヶ月の間に約三十三人が医療機関等にかかっています。

後期高齢者医療制度は、政権一期四年の中で、廃止し、高齢者の皆様をはじめ、より分かりやすく、信頼が得られる制度へ移行します。このため、昨年十一月に私の下に「高齢者医療制度改革会議」を設置し、議論を重ねているところです。今後、骨格を中間的なまとめとしてお示しします。

それに先立って、今年四月には、差別的扱いとして批判があつた後期高齢者医

療制度の一環として七五歳以上に適用された診療報酬体系を廃止します。

また、昨今の急激な経済の悪化等により、このままでは、協会けんぽや国民健康保険、後期高齢者医療制度において、来年度以降の保険料の大幅な引上げが必要となります。このため、それぞれの制度における保険料上昇の抑制措置を内容とする法律案を提出したところであります。

医療の立て直しは待たなしです。来年度の医学部定員について、前年度に比べ三百六十人増員して過去最大の八千八百四十六人とするほか、診療報酬改定につきましては、十年ぶりのネットプラス改定としました。

特に診療報酬本体では、前回の改定の四倍以上である一・五五%のプラスとしました。これは、国民の安心する医療を実現するためであり、救急、産科、小児科、外科等の医療の再生や病院の勤務医の負担軽減を図るよう改定します。

具体的には例えば、救急医療については、診療所と病院の連携を強化して、救急外来をサポートするための診療報酬を新設します。また、勤務医の事務負担軽減策としては、医療クラークの配備に対する診療報酬を厚くします。

受けた医療の明細が分かる「診療明細書」を原則として無料発行するように医療機関に義務付けます。患者さんが治療の中身を理解しチェックするなど診療内容や医療費の透明性を高めます。

新型インフルエンザ対策につきましては、流行状況に応じた対策を実施してまいりました。現在、患者数はピークを超え、減少傾向にあるものの、いつ再流行が起こるか分からず、また、病原性が変化することもあり得ます。引き続き、国内外の状況を注視します。

新型インフルエンザA/H1N1と同程度の病原性を有する新型インフルエンザのワクチンを位置付けることなどを内容とする予防接種法の改正法案を提出してまいります。

今回のように輸入ワクチンに頼らざるを得ない事態とならないよう、国内において細胞培養法を開発し、国民分の新型インフルエンザワクチンを約半年で生産可能にするために引き続き取り組みます。

また、薬害肝炎の反省に立ち、医薬品等による健康被害の再発を防止するとともに、肝炎対策基本指針の策定と実施に取り組んでまいります。

肝炎医療費の助成について、平成二十二年度から自己負担限度額を原則一万円とし、核酸アナログ製剤治療を新たに助成対象に追加するなど支援を拡充し、併せて、検査や診療についての体制整備、肝炎研究の強化などに取り組みます。

臓器移植につきましては、本年七月の円滑な施行に向けて、準備を着実に進めます。

日本が百人の国としたら生涯で約四十五人がガンになっています。平均すれば一日で九百四十人がガンで亡くなっています。

がん対策につきましては、検診を受けやすい体制の整備、がん医療に携わる従事者の養成など必要な予算措置を講じております。

難病対策につきましては、研究を積極的に推進するとともに、安心して必要な医療を受けられるよう、医療費助成について、昨年十月より対象疾患を十一疾患追加し、五十六疾患としました。その他、統合医療について、現状を科学的に把握し、今後の政策について検討します。

(少子高齢社会の共助… 介護保険等)

日本が百人の国としたら、約三人が介護サービスを受けています。

介護については、先に述べた、介護職員の待遇改善に引き続き努めてまいります。同時に介護職員の負担増大につながっている介護保険の申請事務などの煩雑さを解消します。

現在、自宅で六十歳以上の方が介護をしている、いわゆる老老介護の割合は六割近くに上っています。介護施設の待機者も増加しています。

施設介護と居宅介護をバランス良く整備して、高齢者が住み慣れた地域で自らの希望に応じて介護を受ける体制を作ることが重要です。

介護施設については今後三年間で、定員を十六万床増加させ、過去三年間の二倍のペースを保つように取り組みます。訪問介護についても現行の利用者百十五万人を増加させ、訪問看護の体制整備にも努めてまいります。

介護サービス、医療的ケア、生活支援サービス、高齢者用住まいの確保を含めた多様なサービスを包括して提供する地域包括ケアシステムの構築に努めてまい

ります。

介護保険法の施行日前に特別養護老人ホームに入所していた方に対する利用料等の負担軽減措置を延長する法律案も提出しました。

二年後には介護報酬と診療報酬の同時改定を迎えます。介護と医療の融合的改革に向けて取組を始めます。

(少子高齢社会の公助… 貧困問題)

次に少子高齢社会における、税金で支える「公助」について説明します。

まずは、貧困の連鎖を断ち切ることが重要です。

生活保護の母子世帯に支給する母子加算は来年度も継続支給することとして予算案を提出しました。さらに、ひとり親家庭の自立を促進するため、児童扶養手当について新たに父子家庭の父を支給対象に含める法律案を提出しました。

一昨年には年末の派遣村が社会問題となりました。

そこで昨年末には、全国ハローワークで、生活相談にも乗る「ワンストップ・サービス・デイ」を開催し、六千三百三十名の方に仕事、住まい、生活支援の相

談を実施しました。また、地方自治体にもお願いし、百九十四の地方自治体で年末年始の生活総合相談をしていただきました。

私も年末年始に公設一時宿泊所におじゃまし、利用者の話を聞きました。どこにでもいる若者が公園で寝泊りせざるを得ない、努力しても抜け出せない現状を目の当たりにしました。他人事ではありません。もはやかつての一億総中流の日本ではありません。

住む場所が不安定では、仕事を探すこともできません。

今後、住まいや生活にお困りの求職者の方を、年末年始のみならず日常的に支援するため、新たにハローワークに、二百六十三名の住居・生活支援アドバイザーを配備します。

また、地方自治体を窓口として家賃を補助する住宅手当について、就職活動をしている場合、支給期間を現行の最長六ヵ月から最長九ヵ月に延長します。

生活保護になる前の、第二のセーフティネットというべき、施策を整備することが重要です。

日本が百人の国としたら、約一人が生活保護を受けています。

生活保護に関しては、依然として高い保護率が続いています。必要な方が適切に保護を受けられるようにします。生活保護を受けている方が働き自立するために、地方自治体に就職活動などをサポートする就労支援員を約二千五百人増員し三千五十人配備するよう予算措置を講じております。

#### (少子高齢社会の公助… 障害者政策)

川に飛び込んだ際に、けがをして、首から下の大部分が動かなくなった青年に昨年十二月に会いました。懸命にリハビリを続ける姿が目には焼き付いています。日本が百人の国だとすれば、約六人が障害者です。

障害のある方の支援につきましては、「障害者自立支援法」を廃止し、「制度の谷間」のない、利用者の応能負担を基本とする総合的な制度をつくることとされています。本年一月から、障害当事者等からなる「障がい者制度改革推進会議」において新制度の検討を開始しました。それに先駆けて平成二十二年度予算案においては、低所得者の障害福祉サービス等の利用者負担を無料としています。

### (自殺対策)

現在、自殺者数は十二年連続で三万人を超え、毎日約九十人の方が自殺しています。日本は先進七カ国では唯一、十五才から三十四才までの若者の死因トップが自殺となっており深刻な状況です。人口当たりの自殺率も先進七カ国中、最悪で、イギリス、イタリアの三倍、アメリカ、カナダの二倍となっています。

自殺対策に取り組むNPO法人「ライフリンク」の報告書にはこうあります。「自殺は、人の命に関わる極めて「個人的な問題」である。しかし同時に自殺は「社会的な問題」であり「社会構造的な問題」でもある」。

より実効性の高い今後の自殺対策のため、「自殺、うつ病等対策プロジェクトチーム」を設置しました。自殺を食い止める人材の育成や訪問支援など、地域や職場等における自殺対策の一層の推進に努めてまいります。

### (援護行政)

また、援護行政につきましては、戦没者の遺骨収集や慰霊事業をはじめ、支援策をきめ細やかに実施してまいります。

### (経済成長と社会保障はトレードオフの関係か)

憲法二十五条には「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定されております。

しかし、実際には、具体的に最低限度の生活とは何か、という基準、すなわち、ナショナルミニマムが必ずしも明らかになっておらず、検証が必要です。有識者の御協力を頂き設置したナショナルミニマム研究会を中心に、その基準を確立してまいります。

経済成長と社会保障は、一方を重視すれば他方が犠牲になるというトレードオフの関係と捉えられがちです。

企業や地域社会が福祉の担い手として機能していた時代から、企業における年功序列・終身雇用が崩れ、地域でも単身世帯が増加する等、地縁血縁も薄れる時代には、新しい社会保障の理念が求められています。

社会保障を充実させることで、格差が縮小し、安心感が生まれれば消費や経済

成長にもプラスの影響が生まれる。

社会保障が「機会の平等」を後押しして、多くの人がチャレンジできる環境を整備すれば、広く国民全体の能力を生かすことができる。そんな福祉施策であるポジティブ・ウェルフェアを拡充し、個人の有する能力や価値を最大限引き出して経済成長の基盤づくりを支援する。

経済成長と社会保障はトレードオフの関係ではなく、共存共栄の車の両輪として捉える政策を確立します。

（社会保障を「コスト」から「未来への投資」と捉える）

これまで、社会保障は「コスト」として捉えられがちでしたが、「未来への投資」と捉えることが重要です。

医療・介護については、今後高齢者を中心に確実に需要の増大が見込まれ、大きな成長と雇用の創出が期待されます。

今こそ、政府と市場の役割分担を見直しながら成長モデルを描く時です。

昨年末、政府がとりまとめた新成長戦略で、健康・医療・介護分野を成長を牽

引する四本柱の一つと位置付けました。

今後、厚生労働省に設置した医療・介護・保育「未来への投資」プロジェクトチームを中心に、今年六月の新成長戦略の最終とりまとめに向けて、その具体化を図ってまいります。

（負担と給付の透明化）

最後に最も重要な財源問題です。持続可能で安心できる社会モデルという時に、財源問題は避けて通れません。

まず、重要なことは、国民の皆様にも、自分たちが支払った税金や保険料が全額、無駄なく社会保障の給付に使われている、という実感を持つていただくことです。

その実感がなければ、新たな御負担をお願いしても理解は得られません。負担と給付の関係を透明にして、中抜きや浪費をなくすのです。

このため、厚生労働省に、事務次官がトップとなり責任を負う「コスト削減・業務改善プロジェクトチーム」を設置し、天下り法人や内部留保率が著しく高い公益法人に対する補助金等の削減を実施するなど、これまでの予算を見直しまし



た。

調達を一括購入とするなど行政経費の節約や、役員の公募、嘱託ポストの廃止など独立行政法人への天下り廃止や浪費削減にも取り組んでいます。引き続き、無駄がないかどうか徹底的に省内仕分けを実行してまいります。

役所文化を変える第一歩としては、昨年十月から職員の仕事評価基準を変えました。特に「コスト意識・ムダ排除」や「制度改善に当たってのアフターサービスの考え方の導入」、「国民の生命・財産にかかわる事案の情報収集・公開」の視点に着目した業務目標を職員に立ててもらい、業績を評価することとしました。さらに、本年一月から外部有識者からなる人事評価検討プロジェクトチームを立ち上げ、昨年十月に実施した人事評価基準の検証や改善、あるべき人物像についての議論を進めています。

私が厚生労働省に参りまして五ヶ月が経ちました。多くの直面する課題に取り組むとともに、国家百年の計に立ち五十年後、百年後によりよい社会を残したいという強い思いを持っています。

国民の皆様から預かった税金や保険料を、現在と未来のために無駄なく有効に使うことで、「生活者の立場に立つ信用できる厚生労働行政」を創り上げてまいります。

藤村委員長をはじめ、委員の皆様、国民の皆様、一層の御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。ありがとうございました。

# 「新しい公共」円卓会議について

---

## ○「新しい公共」円卓会議とは

### ・会議開催の趣旨

「新しい公共」という考え方やその展望を市民、企業、行政などに広く浸透させるとともに、これからの日本社会の目指すべき方向性やそれを実現させる制度・政策の在り方などについて議論を行うことを目的として開催（平成22年1月25日内閣総理大臣決定）

### ・会議の構成員

- － 会議は別紙の有識者により構成し、内閣総理大臣が開催する
- － 会議には、内閣総理大臣、副総理、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（「新しい公共」担当）のほか、必要に応じ、関係大臣その他関係者が出席する

(別紙)

	秋山	をね	(株)インテグレックス代表取締役社長
	市村	良三	長野県小布施町長
	井上	英之	慶應義塾大学総合政策学部専任講師
	大西	健丞	公益社団法人Civic Force代表理事
	小城	武彦	丸善(株)代表取締役社長
	小栗	泉	日本テレビ報道局記者
	海津	歩	(株)スワン代表取締役社長
(座長)	金子	郁容	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授
	金田	晃一	武田薬品工業(株)コーポレート・コミュニケーション部シニア・マネージャー
	佐野	章二	ビッグイシュー日本代表
	島田	京子	日本女子大学共同教職大学院設置準備室室長
	谷口	奈保子	NPO法人ぱれっと創始者・理事長
	寺脇	研	京都造形芸術大学芸術学部教授
	新浪	剛史	株式会社ローソン代表取締役社長
	福嶋	浩彦	前我孫子市長
	福原	義春	株式会社資生堂名誉会長
	堀	久美子	UBS証券会社 コミュニティアフェアーズ マネージャー
	横石	知二	(株)いろどり代表取締役社長
	渡邊	奈々	写真家

## ・開催実績

- 22年1月27日 第1回円卓会議（今後の進め方、意見交換）
- 3月2日 第2回円卓会議（税制のあり方、検討課題）
- 3月16日 第3回円卓会議（新しい公共を支える資金のあり方、個別提案）
- 3月25日 第4回円卓会議（社会イノベーション特区、法人制度、新しい公共の考え方）

## ・関連行事実績

- 22年2月18日 ビル・ドレイトン氏を囲んでの総理懇談会
- 2月20日 三鷹市立第四小学校総理視察

## ・今後の予定

5月を目途に提案をとりまとめ予定

## ・会議関連情報

- －内閣府HP「新しい公共」円卓会議コーナー（<http://www5.cao.go.jp/entaku/index.html>）に掲載
- －円卓会議は原則として、議事をインターネットで中継